

明石市原油価格・物価高騰等対策障害福祉サービス事業者等支援金交付要領

(通則)

第1条 明石市原油価格・物価高騰等対策障害福祉サービス事業者等支援金（以下「支援金」という。）の交付については、明石市補助金等交付規則（昭和47年4月1日規則第6号）に定めるものによるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要領は、国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」において、「コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充」等とされたことを踏まえ、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた事業者の負担の軽減措置として臨時的に実施する支援金に関し、必要な事項を定める。

(交付対象)

第3条 支援金の交付対象は、別表第1に掲げる事業所のうち、令和5年9月1日時点で明石市に住所を有し、交付申請時点で当該事業を継続している事業所とする。

(支援金の額)

第4条 この支援金は、予算の範囲内において交付するものとし、その金額は別表第2に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を申請しようとする事業所を運営する事業者（以下「申請者」という。）は、明石市原油価格・物価高騰等対策障害福祉サービス事業者等支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書を受理し、適正と認めたときは、支援金の交付決定をし、明石市原油価格・物価高騰等対策障害福祉サービス事業者等支援金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による支援金の交付決定をするにあたり、必要な条件を付することができる。

(申請期限)

第7条 申請書の提出期限は、令和6年3月31日までとする。

(交付の取消し等)

第8条 市長は各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が支援金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、明石市原油価格・物価高騰等対策障害福祉サービス事業者等支援金交付決定取消決定書(様式第3号)により通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金が既に交付されているときは、市長が定める期限までに当該交付を受けた者に対し、その返還を命じるものとする。

(関係書類の保存)

第10条 支援金の交付を受けた申請者は、この支援金に係る関係書類等(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録)を、支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和5年9月29日制定)

(施行期日)

1 この要領は、令和5年9月29日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要領に基づき既になされた交付申請に係る支援金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

区分	事業所種別
入所系	施設入所支援 共同生活援助 短期入所（単独型、併設型） 宿泊型自立訓練
通所系	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 児童発達支援・放課後等デイサービス 地域活動支援センター（単独で実施する場合のみ※ ² ） 障害者小規模通所施設
訪問系①	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護
訪問系②	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 障害児相談支援 自立生活援助

※1 以下の施設・事業所は本事業の対象としない

- (1) 当該支援金の申請時点で休止・廃止している事業所
- (2) 基準上の設備を共有する事業所であって、「明石市原油価格・物価高騰等対策介護サービス事業者等支援金」の交付を受ける事業所
- (3) 共生型サービスの指定を受ける事業所
- (4) 明石市が設置する事業所（指定管理者制度による運営を含む）

※2 単独で実施するとは、障害福祉サービス等と基準上の設備を共有せず、地域活動支援センターのみを実施する場合となります。

別表第2（第4条関係）

定員規模 (名)	単価（円）			
	入所系	通所系	訪問系①	訪問系②
0-9	75,000	18,000	30,000	30,000
10-19	225,000	54,000		
20-29	375,000	90,000		
30-39	525,000	126,000		
40-49	675,000	162,000		
50-59	825,000	198,000		

※定員は令和5年9月1日時点で判断

※障害福祉サービス事業所番号ごとに申請し、事業所番号に応じたサービス及び定員に基づき、サービス別に計算